

# ジャパン柔道整復師会通信

[季刊誌]

2022年 春号 | Vol.26

## 特集

6月から何が変わる？  
令和4年度療養費改定  
内容を徹底解説！

## \\pickup!//

次世代を担う  
柔道整復師改革推進協議会  
活動報告

## コラム

知らなきゃ損する  
交通事故対応Q&A

新スタッフ紹介

編集後記



# 6月から何が変わる?

## 令和4年度療養費改定内容を徹底解説!

コロナの影響で開催が滞っていた療養費検討専門委員会ですが、6月の療養費改定に向けて、1月から月に1回のペースで開催されています。今回は、まさに今検討委員会で議論真っ最中の6月1日施行の療養費改定内容について解説します。6月から何がどのように変わるのでしょうか?

### 1 保険者の判断によって償還払いへ変更できる仕組みの運用開始

現時点で唯一施行が決定しているのが「保険者による償還払い変更の仕組み」です。対象者として、自身への施術、複数の施術所での同部位の施術を受けている患者があります。自己施術はそもそも療養費の支給対象外ですし、この2つは発生頻度が少ないと思います。考えられるのは、

- ① 施術所の従業員、その家族などで、繰り返し、施術を受けている患者
- ② 繰り返し、患者照会を行っても回答をしない患者

の2つです。特に、家族、従業員に関しては、多かれ少なかれ対象者がいるのではないかと思います。それらの方々が今後すべて償還払い変更の対象となるわけではありません。ポイントは、繰り返しという表現がついていることです。①は、濃厚、頻回施術となっている場合が対象となり、②に関しては複数回の回答の催促を行っても回答がない場合という条件が付きます。

とは言え、家族、従業員に対する保険請求は、頻回、濃厚施術となりやすく、場合によ

っては架空請求などの疑いが強くなるのは事実です。家族、従業員に対しても、ほかの患者様と変わらず保険適否を正しく判断し、適正な請求を行うことが重要です。また、患者照会への未回答に対しても償還払い変更の恐れがあることから、普段から患者様に照会には必ず答えるよう注意喚起を行うことも必要です。

### 2 明細書発行の義務化

こちらはまだ決定事項ではありませんが、窓口での明細書発行の義務化が検討されています。現在発行が義務化されている領収証が、これに代わるイメージです。

現状、業界側は業務負担増を理由にこれに反対しており、もし施行するのであれば、月1回の発行でも可とすること、それなりの対価を療養費に含めることを求めています。これに関しては、明細書発行料として新設する案が厚生労働省から示されましたが、金額までは提示されていません。おそらく、月1回のみで算定で10円くらいではないかと予想されています。

また、レセコンを使用していない施術所や、使用しているレセコンに明細書発行機能がない場合は、明細書の発行は義務ではなく、これまで通り患者の求めに応じて有償で対応するとされています。もちろん、NOAHにはすでに明細書の発行機能が備わっておりますので、会員の皆様は発行が義務になります。

### 3 算定額全般の見直し(往療料など)

明細書発行料のような算定項目が新設された場合、単純に財源を増やすという考え方はならず、増えた分をどこで吸収するかが検討されます。非常に残念な考え方ですが、現在検討されている調整先は往療料です。現状、2キロまで1,860円で追加2キロごと800円加算といなっていますが、これを包括化して4キロを超えたら一律料金とするところが検討されています。

柔整療養費の改定率は、「医科の改定率の半分」という暗黙のルールがあり、本年度の診療報酬の改定率は+0.43%。柔整の改定率は+0.2%ほどになると見込まれ、マイナスの改定になる可能性は低いと考えられます。ただし、例年通り骨折、脱臼の整復料引き上げによるプラス改定となるため、多くの施術所にとっては恩恵を感じることがほとんどないかと思えます。

償還払い変更については、NOAHのお知らせ欄に詳細をアップしていますので、施行前にそちらを必ずご確認ください。明細書発行義務化や算定額の見直しについても、随時NOAHお知らせ欄でお伝えしていきます。

お知らせ欄は常にチェックしてください!



# 次世代を担う柔道整復師改革推進協議会 活動報告

ジャパン柔道整復師会を中心に発足した次世代を担う柔道整復師改革推進協議会  
(Next Bone-setter Innovation council : 略称 NBI) の活動報告を致します。

2021

9月 会設立

11月 全国柔道整復師統合協議会に加盟

※全国柔道整復師統合協議会は個人契約請求団体及び個人契約柔道整復師の統合団体です  
<https://www.zenseikyo.net/>

12月 「厚生労働省と柔道整復等レセコンベンダーとの意見交換会」出席

2022

1月 コロナワクチン3回目優先接種案内(群馬県)実施

1・2・3月 全国柔道整復師統合協議会主催

「柔道整復療養費検討専門委員会の今後の方向性に関する意見交換会」出席

— その他お知らせ等はHPに随時掲載しておりますのでご確認ください —

次世代を担う柔道整復師改革推進協議会 <https://www.nextbonesetter.com/>

ジャパン柔道整復師会の会員様は自動入会、会費無料となります。  
会則は右記のリンクからご覧いただけます。

NBI会則

本件についてのお問い合わせ

ジャパン柔道整復師会 NBI事務局：木津・熊谷

フリーダイヤル ☎ 0120-964-707

ミラー事故とは双方の車両のサイドミラー同士が衝突する事故類型をいいます。この場合、一般的に、患者さんの車体は相手車両との衝突では揺れないとされているため、事故と受傷との因果関係を否定され、保険会社から施術費の支払を拒否されることがほとんどです。それにもかかわらず、患者さんから施術費を受け取らずに施術を継続した場合には、のちに保険会社から施術費の支払いを受けることができず、事実上、患者さんからも施術費を回収できなくなる可能性があります。そのため、初回問診の際には、患者さんからしっかり事故状況を確認し、ミラー事故の場合には、施術のたびに窓口で預り金を受け取っておくなどの工夫が必要になります。

## 理由

施術のたびに患者さんから窓口で預り金を受け取っておくことをおすすめいたします。

## 回答

ミラー事故の患者さんを施術する際に何か気を付けることはありますか？

## 質問

こんなとき、どうする!?  
知らなきや損する  
交通事故対応Q&A

渋谷アーク法律事務所  
弁護士 川上 歳之



# 新スタッフ紹介

12月に入社して  
3ヶ月程が  
経ちました

## はじめまして

ジャパン柔道整復師会システムサポート課の  
小野寺と申します。



NOAHのサポートや開発に携わる部署ですが、全くの別業界から入社したため、研修は柔整の用語や保険請求の仕組みのイチから。すぐに理解しきれない項目も多く、会員様のサポートには程遠い道のりのように感じました。遞減、近接、諸料算定条件、公費の仕組み…。柔整業界、手強い…！

算定基準書とにらめっこしながら約3ヶ月、先輩方の電話を間近で聞き、レセプトチェックに携わりながら、無事一連の操作のご案内をさせて頂いた。自分自身、理解に時間のかかった知識・操作に関してのお問い合わせ

せには「そうですね、見つからないですよ、難しいですよ、分かれます！」という気持ちになりながらお応えしています。

お話を伺うこと、解決策と一緒に考える事は大好きです。今は小さなお困りごとでも相談しやすいスタッフとして、お役に立てれば幸いです。そしていつかは、柔整保険請求レセコンNOAHのプラとして、堂々とご案内できるよう精進いたします。至らぬ点がございましたら、ぜひ会員様にもご指導ご鞭撻いただけますと幸いです。今後ともどうぞ、よろしくお願いいたします。

## ご入会ありがとうございます。

新たにジャパン柔道整復師会にご入会された皆様

北海道/東北

1件

中部/関西

1件

中国/四国/九州

1件

関東

6件

次回は7月  
発行予定です。  
お楽しみに！



新年度が始まって1ヶ月が立ちました。今年は療養費の改定が行われる年ですが、施行月の6月まであとひと月と迫る中、全容はまだ決まっていない状況です。改定について、疑問や不安を感じている先生方もいらっしゃると思いますが、当会が正しい情報を正しいタイミングで発信していきますので、噂話などに惑わされることのないようにご注意ください。改定に関する疑問点やご心配なことがあれば、お気軽にお問い合わせください。

今月号では、新たにジャパン柔道整復師会のメンバーに加わった小野寺を紹介させて頂いた。必要知識を身に付けるのに苦労するだろうと心配していましたが、努力家な彼女はどんどん知識を吸収し、すでに会員様へのNOAH操作研修を担当するなど、目覚ましい成長を遂げています！期待の新人小野寺を、どうぞよろしく願います！

ちなみに、小野寺は本紙の編集担当も担います。次回初出稿の記事にもどうぞ期待ください！

編集後記

編集担当 高橋